

様式第 1 号

会 議 録

会 議 の 名 称	第 4 回 所沢市子ども支援センター機能等検討委員会			
開 催 日 時	平成 2 5 年 1 1 月 2 1 日 (木) 1 9 時 0 0 分 から 2 0 時 2 3 分 まで			
開 催 場 所	市庁舎高層棟 6 階 6 0 4 会議室			
出 席 者 の 氏 名	小林治、近喰晴子、佐々木和義、東江浩美、齋藤信哉、石川雅子 小材由美子、五里江陽子、和泉早苗 (敬称略)			
欠 席 者 の 氏 名	齋藤わか			
説明者の職・氏名	なし			
議 題	1 . 開会 2 . 挨拶 3 . 議事 (1) 運営・実施事業について (2) その他 4 . 閉会			
会 議 資 料	1 . 会議次第 2 . 子ども支援センターこども支援課内検討プロジェクト報告書 (第 1 回資料 1 - 2) 3 . 運営・実施事業に対する委員意見一覧 (第 3 回資料 3) 4 . 市の実施事業の現状とニーズ及び役割分担についての現状 (第 3 回参考資料)			
担 当 部 課 名	こども未来部	部長	仲志津江	次長 石井勝彦
	こども支援課	課長	浅見仙隆	副主幹 山崎英雄
		主査	菅原聖二	主任 岡崎晋二郎
	こども福祉課	課長	青木一圭	主査 守谷義美
		主査	奥井祥三	
	松原学園	園長	兵頭幸夫	
	こども未来部こども支援課 電話 : 0 4 (2 9 9 8) 9 1 2 4			

様式第 2 号

発言者	審議の内容（審議経過・決定事項等）
司会 （山崎副主幹）	開会
近喰委員長	開会のあいさつ
近喰委員長	事務局の説明により次の事項を確認した。 配布資料の確認 会議の流れの確認
近喰委員長	傍聴者の確認。傍聴者なし。
近喰委員長	それでは議事に入ります。「議題 1 運営・実施事業について」、前回の続きの 3 点目「発達支援機能の個別療育について」事務局より説明をお願いします。
事務局 （奥井主査）	「個別療育」というテーマの議論をお願いしたのは、専門的な評価や訓練・助言などを担うこの部門が発達支援機能の「核」になると思われるからです。 今回、委員の皆さまから様々なご意見を頂いておりますが、前回申し上げましたとおり、まず、どこに重点を置いてスタートするか、といった視点も含めて議論を深めて頂ければと思いますので、よろしくお願いいたします。
近喰委員長	では個別療育について、各委員からご意見を頂いておりますので、意見の趣旨や補足説明などを順番にお願いします。
佐々木委員	個別療育には心理職が不可欠です。優秀な人がいれば中心的な役割を果たすことになるはずです。 個別療育で大事なことは、まず、評価がきちんとできることです。そして心理職ならその人自身が子どもにうまく関わること。保護者に対しても「こんな風にしたらできます」と見本を見せられること。 つまり、評価ができて、自身でも療育ができる心理職が必要です。もちろん、心理職だけがそれを担うわけではありません。
東江委員	私も心理職を追加する必要があると思います。

発言者	審議の内容（審議経過・決定事項等）
五里江委員	理学療法士については、子ども支援センターが全市の障害のある子どもを支援していくなら、1人は必要だと思います。私が以前勤めていた所では、理学療法士が健診後の親子運動遊びや、保育園にいる運動発達が遅めの子どもを対象に巡回相談もしていたので、肢体不自由児プラス発達障害の子どもにも助言などができると思います。 個別療育全般でいうと、親支援のプログラムも明確に打ち出した方が良いでしょう。ほめ方しかり方など基本を教えるペアレントトレーニングなどのミニ講座も繰り返し行った方が良いでしょう。 報告書には、個別療育の対象年齢や頻度の記載があるが、これらは市全体としてどこと連携していくのかということを明確にした上で、子どもの評価と個別支援計画に基づいて決まってくることなので、頻度を決めておく必要はないと思います。 どの専門スタッフも優秀なことが望ましいが、必ずしもそうはいかないので、スーパーバイズやコンサルテーションができる人を恒常的に呼んでいくような予算も確保すべきだと思います。 子ども支援センターの対象は、多様な特性をもった子どもたちなので、個別療育の対象年齢や頻度は今決めておらずに、様々なケースに対応できるようにしておく方が良いでしょう。 先日、県立小児医療センターの移転に伴い、仮称：発達障害者支援総合推進センターが整備されるので、県の説明会に行ってきた。当該センターでは、市町村の困難ケースや、医療センターの支援を終了したケース等が紹介されてくることになるが、各ケースがスムーズに市町村に戻れるような支援をしていくとのことでした。 報告書にある「相談から支援への流れ」では、一般相談から他機関等に紹介した後に、ケースが帰ってくる矢印がないが、県のフローチャートには、市町村からきた困難事例を、支援した後に市町村に帰す矢印があります。このセンターでは集団療育を行い、そのなかに市町村職員にも来てもらって学んでもらうという計画になっています。これを所沢で考えるなら、この発達支援機能の職員が行くことになると思う。 30万都市の規模からすると、子ども支援センターの療育体制は十分ではないので、やはり医療機関の療育も利用しつつやっていく必要があります。そこで、所沢の子どもには市が責任をもつけれども、この部分だけは対応が難しいので医療機関でお願いする、という体制にするためにも、今の時点では、療育の対象年齢や頻度は柔軟にしてお

発言者	審議の内容（審議経過・決定事項等）
齋藤信哉委員	いて頂きたいです。 私も個別療育の回数等は、状況に応じて柔軟に考えていくのが良いと思います。秩父学園では原則月１回行っているが、発達の具合など色々な要素によって回数を決めています。 また、心理職、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士がそれぞれ専門分野の個別療育を行いつつも、専門分野以外の通園部門にも参加してほしいです。集団生活や訓練の様子を実際に見ていきながら、それぞれの専門性を活かしたり、そこでの経験を各自の専門分野に活かしたりもできるので、人材の配置もフレキシブルに考えると良いと思います。
小材副委員長	発達障害のお子さんは、幼児期から学齢期まで一貫した療育が必要であり、特に就学前は親向けのプログラムをつくるなど親支援が重要です。わが子の成長に期待し、子育てに向き合えるようにすることが二次障害の予防につながるので、大事にして頂きたいです。 発達障害のお子さんは、物事に始まりと終わりがあるということや、折り合いをつけるということ、自分がやりたいことと、やらなければいけないことなどを学ぶということが大切なのです。これらは集団生活で身につけるのは難しいが、個別療育のなかで人のアドバイスを受け入れたり、自分に求められていることを理解できるようになれば、将来的に子ども自身が支援を受けられるための基盤づくりになります。それが療育だと思いますので、そこは柔軟な対応をして頂きたいし、対象年齢も１８歳まで広げてほしいです。 埼玉県が整備していく仮称：発達障害者支援総合推進センターでは、小児医療センターと連携する関係上、対象が１５歳位までになるかもしれないので、市でも１５歳か１８歳まで対象を広げておかないと、県と連携することが難しくなると思います。 心理士の方は、将来を見通して療育に向き合う必要があります。今の時期しかみていないと、親子を追い込んでしまう面もあるので、先を見通せる心理士をお願いしたいです。 心理療法を追加して理学療法を削除すべきとの意見を出したのは、子ども支援センターは発達障害の子どものためにあると思うからです。肢体不自由児も就学前まで療育していくなら、理学療法士も必要かもしれませんが、発達障害を中心にみていくなら、心理士をどんどん採用してほしいと思います。

発言者	審議の内容（審議経過・決定事項等）
近喰委員長	私は委員の立場としては、おもちゃライブラリーの必要性について意見を出しました。支援の一貫性、子どもの生活の連続性を考えたときに、子どもが好きなおもちゃを通して、家庭でもセンターでも一貫した関わりができれば良いと思います。高価なものではなくて、手作りのもので子どもに適したものがあるので、工夫して作って貸し出しができれば良いと思います。 意見の補足説明が終わりましたので、これから議論に入りたいと思います。これらの意見をふまえて、どんな観点からでも良いので、意見の発表をお願いします。
石川委員	議論する前に事務局に確認したいことがあります。 報告書に書かれた個別療育は、市が現状でやっている療育を中心にまとめたものと認識しています。私たちは、好きなだけ期待する内容を提案して良いのか、それとも現実的にやれることとのすり合わせをするべきなのでしょうか。
事務局 （奥井主査）	個別療育は現在市として実施していませんので、理学療法、作業療法、言語聴覚療法すべてが新しい事業になります。 報告書をたたき台として、限られた中でより良いものをつくるにはどうしたら良いか、何に力点を置くべきか、優先すべき点は何かという視点も含めてご意見を頂きますようお願いいたします。
佐々木委員	心理士は常勤１名、非常勤１名と書かれているが、もう少し増やす必要があるでしょう。
小林委員	この規模でスタートするなら、支援の対象を絞るべきです。脳性麻痺等の子どもは一定数いるが、今増えているのは、ことばの遅れや発達障害で困っているケースです。 明らかに自閉症といえる人は１．６％以上いると言われています。市内で年間３０００人出生するとして、１学年で５０人いる計算です。１歳児は相談に来ないとしても、就学前全体で２００人は必ず超えるはずで。さらに幼稚園に入るくらいの年齢で、多動のお子さんも全体の６％位あらわれるとすると、１学年１８０人の計算となり、これらすべてをセンターで受けていくのは到底無理です。

発言者	審議の内容（審議経過・決定事項等）
	脳性麻痺等のお子さんのリハビリは、ほとんどが医療とリンクした専門機関でやっており、リハビリの専門医等による処方箋も必要ですから、この部分はそれに特化している専門機関にお任せすべきです。 個別療育の対象とすべきは、発達障害があってもどこに相談していいか分からなくて困っているような人たちです。他機関にも適切に振分けた上で、療育が必要な人たちの一部を丹念にみていくべきです。全員受け入れることは絶対できないと思います。 開設する時点では対象を相当に絞りこまないと、業務の質・量とも過酷すぎてスタッフが辞めていくと思います。全部やろうとしたら、持ちこたえられません。対象を絞りこんだ上で、丹念に支援していつて、成果を出しながら少しずつできる範囲を広げていくべきです。 発達障害は早く療育を始めた方がよいことは分かっているので、そこに集中して人員配置等を考えるべきです。早期療育ができないと二次障害につながり、本人も親も大変な思いをします。 また、困難なケースは県や他の専門機関とうまく連携して、必要に応じてケースを預けたり、そこから帰してもらったりしながら助言を受けて支援すると、スタッフも抱え込まずに済むし、勉強にもなるので、やり甲斐にもつながります。すべてをセンターで抱えず、うまく連携や分担をして支援していくことが大切です。 繰り返しますが、議論されているすべての人を対象にすると大変なことになります。
東江委員	発達支援機能の「発達」とは、発達障害者支援法における発達障害の発達ではなく、一般的な意味でお子さん全体の発達をいっているのだらうと思いますので、脳性麻痺やダウン症の人などの意見が反映されないのは芳しくないと思います。 対象者の絞り込みは必ず考えなくてはならないが、実態に基づいて何を実現したいのかというビジョンが見えていないのではないのでしょうか。 今まで先進市などを視察してきた中で、こういう形の事業運営を目指したい、という考えなどがあれば教えて頂きたいです。
事務局 （青木課長）	この検討会議で視察した東村山市や清瀬市のほかに、医療機関と一体的に事業運営している所も視察しました。市としては、規模や財政面などを総合的に勘案し、医療機関ではない福祉的な観点で進めてきました。事業形態として清瀬市や武蔵野市、10月にオープンした小

発言者	審議の内容（審議経過・決定事項等）
小材副委員長 事務局 （青木課長） 佐々木委員 齋藤信哉委員 近喰委員長	金井市などを参考にしていきたいと考えます。 あらためて確認ですが、発達障害の子どもをターゲットにするのではなく、発達が気になるすべての子どもを支援するのでしょうか。 たたき台としている報告書の作成時点では、一般相談で発達の気になる子や発達障害と他の障害が重複するケースなど多くのケースに対応していくこと、個別療育でも何らかの支援をしていくことを想定していました。通園支援では、障害種別によってクラス分けをしてクラス毎に対応していくというものでした。 個別療育の話ではありませんが、参考に、私が関わってきた自治体の取り組みを紹介します。 その市は幼稚園と保育園が合わせて10園あり、幼稚園教諭や保育士は発達障害のことを学ぶ機会が乏しいので、対応に困っています。「困っていない」と言い張る園も一般には結構あるので、困っていることを自覚できるレベルにあるということです。その10園の保育士等に、私が前任校でやっていた教育プログラムをアレンジしたものをティーチャーズトレーニングとしてやっています。1年間くらいは私自身がやりましたが、トレーナーを増やして、今では市の臨床心理士、理学療法士、作業療法士が中心になってやっています。各園から1人ずつ参加してもらい、全5回のプログラムで子どもへの対応方法を学ぶのです。 幼稚園や小学校の先生は、発達障害を学ぶ機会があっても、よく分からず職に就いている人が多いので、現職をトレーニングする取り組みは大切です。幼稚園や保育園で対応する力がついてくると、わざわざ相談機関に足を運ばなくても済む子どもが増えていきます。 支援者育成という点では、秩父学園と市こども福祉課が共催する形で、市内の自閉症児に関わる保育士等のためのトレーニングセミナーを実施しており、来年は2月に実施します。現場で困っている多くの支援者から高く評価されています。このような取り組みを子ども支援センターで積極的に実施してもらいたいです。 私は保育士の養成に携わっています。障害児保育という必修科目が確かにありますが、15回の授業では十分といえないし、子どもが居

発言者	審議の内容（審議経過・決定事項等）
五里江委員	ない所での学びですから、実践的な取り組みも大切だと思います。 支援者育成、親支援ともに結局は地域で育てていく力を上げていくことが大切です。自助できるように支援すれば、羽ばたいていける親御さんが沢山いる一方で、親自身も発達障害があったり、二次障害があり親がうつ病であるといった困難ケースも増えていて、親の会などの自助努力では対応が難しくなっています。 子ども支援センターは医療併設ではないので、そういう困難ケースは医療機関に紹介することになるかもしれないが、地域に戻ってくるときには、丁寧に寄り添って支援してほしいです。医療的な支援が終わった後、地域に受け皿がなくて困っているという声があります。親の会で対応できる範囲を超えているので、行政でサポートしてほしいです。 限られたリソースで市内全域を支えるためには、優先順位を考えて振分け、コーディネート力を大事にして、地域で育てていけることを目指してもらいたいです。
小材副委員長	心理職など専門スタッフが相談、個別療育、巡回支援までやることになっているが、これはオーバーワークです。巡回支援は外にも実施している機関があるので、うまく連携していくべきです。関係する機関全体で、うまく連携や分担をしていけるよう、早めに役割分担を整理すべきです。 保育園等の支援者をスキルアップさせて、各園で対応できるようになると、子どもが相談機関に来なくてもよくなるという視点は非常に大切です。 現状の人数でこれら事業をすべてやれば立ち行かなくなるのは明白なので整理すべきです。 埼玉県の担当者は、市町村のスキルアップをしていきたいと話しています。市町村の困難ケースは県で責任をもって対応すると、県の担当者は話しているので、ここは県や他機関にお願いする、ここは市で対応するという線引きをしながらやっていくと、うまく連携していくラインができるのではないのでしょうか。例えば松原学園、かしの木学園のような施設と、子ども支援センターがどのように役割分担していくかということです。 あと、既存施設の専門性を今よりも上げていければ、センターに子どもたちが集中するのを避けることにもつながるので、既存施設のス

発言者	審議の内容（審議経過・決定事項等）
五里江委員	キルアップも是非進めてほしいと思います。 困難ケースを県が対応するといっても、あくまで就労までの継続した支援をするのは市町村の役割だと、県の担当者は話していますので、その点は事業計画に活かして頂きたいです。
小材副委員長	やはり、県の仕事は市町村に比べて広く浅くなります。 埼玉県でも発達障害の大変さは認識されていて、小児医療センターとどう連携していくかなど、懸命に奮闘されています。 市町村としては、一時的に困難ケースを県に預けても、最終的には地域でみていくという姿勢を明確にしてほしいです。
小林委員	私は今日、教育委員会の就学委員会に出席してきました。次年度に特別支援学校に進学するかなどの振分けをする部会で、今日200名位検討しました。年々件数は増えていて、小学1年生に進学する1学年だけで、寝たきりのお子さんも含めて70名位います。教員などが1人1人丁寧に子どもや家族に対応して、時間をかけて検討していくのですが、これは大変な作業であり、1学年の半分をここでみるとしたらパンクしてしまうでしょう。 子ども支援センターでは、フォーカスをもって、特に開設時点では極端に言えば平成何年生まれ以降を支援しますとか、かなり限定した範囲で丁寧に支援していくという気持ちで制度設計をしないと大変な事態になります。 埼玉県の小児医療センターでは、検査はしてもリハビリはしてくれません。検査して診断名を付けられるだけですから、私は患者を紹介していません。病院につながるようにしていくためには、受け入れられる数は少ないかもしれないが、私たちの所で丁寧に診ていくしかないのです。 子ども支援センターでも、ここまでならできるだろう、という達成可能な目標をつくってスタートしていかないと、本当に大変なことになります。スタッフが全員辞めるという事態すら十分ありえます。
東江委員	私は、所沢市と人口規模が同じ越谷市で20年近く働いていました。越谷市では今年4月に児童発達支援センターがオープンしたので先日見学してきました。松原学園でも見学に行かれたようですが、いかがでしたか。

発言者	審議の内容（審議経過・決定事項等）
事務局 （兵頭園長）	越谷市のセンターには、福祉型児童発達支援センター「ぐんぐん」と、児童発達支援事業「のびのび」が入っていて、相談部門からこの2つの通所部門につながるケースが多いと聞きました。このほか、理学療法、作業療法、言語療法なども行っており、スタッフ50名以上の連携のあり方も聞いてきましたので、参考になる点が多くありました。松原学園、かしの木学園と比べて、専門職を除いた保育士の数などはほぼ同数でした。
東江委員	越谷市では、2つの通園部門の保育士のほかには、臨床心理士は非常勤で、言語聴覚士は常勤2名、作業療法士と理学療法士は常勤2名ずつであり、50名以上といっても、専門スタッフの規模は所沢とそれほど変わらないと思います。 越谷市では、これまで2つの通園部門や保健センター、言語聴覚訓練の窓口などが別々にあったものを、通園施設の老朽化によって建て替えるにあたり、各事業を統合したわけです。 私は言語聴覚士として勤めていた頃、毎月保健センターの健診の事後相談に出向いたり、理学療法士も保育園に巡回するなど、人が動くことで連携を強めていました。そうすることで、私は市内の障害のあるお子さんの状況は、大体把握できていると実感していました。 越谷市では、障害児の通園施設のスタッフも保育園に異動したり、逆に戻ってきたりもするので、そうしていきながら少しずつ療育のスキルも上がっていくのだと思います。 このように、人が動いて連携していくと、子どもを年齢によって分断せずに見ていけるという利点もあり、その辺は行政だからできる面白い所でもあるので、今後プランをもって、どう人を動かしていくかということを俯瞰した目でみて頂きたいです。
近喰委員長	まだご意見があるようですが、お時間も限られておりますので、3点目の議論は一旦終了とさせていただいて、先に進めさせていただきます。 前回から引き続き、子育て支援機能の「連携」、発達支援機能の「相談」と「個別療育」の3点についてご議論をいただきましたが、委員の皆さまから、3点以外の点で議論したい項目はございますか。

発言者	審議の内容（審議経過・決定事項等）
齋藤信哉委員	運営方式について、プロジェクト報告書には、子育て支援機能は「指定管理」、発達支援機能は「直営一部事業委託」と記載されていますが、相互がしっかりと連携できる体制が望ましいと考えます。また、子育て支援機能は市内の地域子育て支援センターの核となる位置づけですので、市の直営という視点も必要ではないかと思います。それならば相互の連携もとりやすいと思います。 事前意見として出しましたが、子育て支援機能にも保健師や心理士等の専門職を置く必要があると考えており、発達支援機能とも連携がとりやすいと思います。 運営方式については、今後、より良い方法を検討していただければと思います。
近喰委員長	運営方式についてのご意見でしたが、他の委員さんからご意見はありますか。
委員	（意見なし）
近喰委員長	他の委員さんからはないようですが、市から何かございますか。
事務局 （浅見課長）	委員のおっしゃるとおり、「両機能の連携」が子ども支援センターのコンセプトの大事な部分であり、市としても、連携が重要であることは認識していますので、運営方針の素案を作成する際には、両機能とも運営についてはしっかりと連携がとれるような体制を考えていきたいと思っています。 運営方式に関連して、子育て支援機能の開館日・開館時間についてですが、市では土日開館（平日休館日あり）、時間は9時半から16時までと考えています。他市も参考にしておりますが、明るい時間帯はセンターでのびのび遊んでいただき、暗くなる時間帯には帰宅していただくということを考えています。この点について、委員の皆さまからご意見をいただけますでしょうか。
近喰委員長	まず、齋藤委員さんのご意見に対して市の考えをお聞きしましたが、齋藤委員さんはよろしいですか。
齋藤信哉委員	はい。

発言者	審議の内容（審議経過・決定事項等）
近喰委員長	それでは、開館日・開館時間について、委員の皆さまからご意見はございますか。
五里江委員	子育て支援機能を 16 時に閉館した後、つどいの広場やサークル活動室を発達支援機能の利用者が利用できるようなことはお考えでしょうか。
事務局 （浅見課長）	今のところ、16 時に閉館した後の利用は考えておらず、閉館後は遊具の洗浄等をする時間として考えています。
五里江委員	サークル活動室は、つどいの広場と同様に 3 歳以下の子どもの保護者でないと利用できないのですか。又は、発達支援機能の保護者が利用することもできますか。
事務局 （浅見課長）	サークル活動室に関しては、3 歳以下の子どもの保護者だけとは考えておりません。様々な子育てサークルに利用していただくことを想定しています。ただし、利用時間については子育て支援機能の開館時間内で考えております。
東江委員	発達支援機能は土日閉館ですが、片方が閉館しているときの仕切りはどうなりますか。自由に出入りできないようになっていますか。
事務局 （青木課長）	開館日・開館時間が異なることを想定して、両方とも入口を閉めることができるようにしています。以前の会議でのご意見も踏まえ、発達支援機能の子どもが飛び出して子育て支援機能に入るということも防ぐことができます。
近喰委員長	他にはございますか。
小材副委員長	秋冬の日が短い期間は 16 時まででかまわないと思いますが、春夏の日が長い期間は 16 時 30 分や 17 時まで開館してはいかがかと思います。
和泉委員	職員の勤務時間は 8 時 30 分から 17 時もしくは 17 時 15 分までですか。
事務局	はい。

発言者	審議の内容（審議経過・決定事項等）
和泉委員	みどり児童館では、閉館後の業務として遊具の洗浄等のほかに職員会議も行っており、一日の来館者を振り返って気になる子どもやお母さんの対応方法等を職員同士で確認しています。東村山市ころころの森でも同じように職員会議を実施していると聞きました。そのような時間も大事なので、閉館時間は 16 時が妥当ではないかと考えます。
東江委員	夏場の閉館時間は 17 時 30 分や 18 時として、職員の勤務時間を考えるのであれば、その分開館時間を遅くする等できたらよいと思います。
近喰委員長	変則勤務等で対応可能であれば、そういったことも考えていただきたいと思います。
事務局 （浅見課長）	今のところ事務局としては、子育て支援機能の対象が 0 ～ 3 歳ということから 18 時までというのは子どもにとってあまりよくないと考えています。いずれにしても開館時間についてはいただいたご意見を参考に検討したいと思います。
近喰委員長	まだご意見があるかと思いますが、次に移りたいと思います。 それでは「議題 3 その他」について事務局より何かありますか。
事務局 （岡崎主任）	次回の会議の予定について説明した。 ・ 内容：運営方針素案の確認 ・ 日時：平成 26 年 2 月 6 日（木）19 時から ・ 場所：604 会議室
近喰委員長	委員の皆さまからは何かございませんか。
委員	（なし）
近喰委員長	本日予定していた審議事項は全て終了しました。長時間にわたり慎重なご審議ありがとうございました。
小材副委員長	閉会のあいさつ

発言者	審議の内容（審議経過・決定事項等）
司会 （山崎副主幹）	閉会